



「社会福祉法人における経営労務管理支援事業」が予算化 ～平成28年度で重点的な支援～

◆厚労省社会・援護局は1月20日、『全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）』を開催しました。この中で平成28年度当初予算案として、「社会福祉法人における経営労務管理支援事業」が位置付けられ、20.7億円の予算が見込まれています。

この事業は、介護や保育等のサービスを安定的・継続的に提供することを目的として、介護や保育事業等を行う社会福祉法人が、経営労務管理について経営労務管理の専門家による確認・相談支援等を受けることに対して支援を行うもので、1法人あたり約46万円の補助を予定しています。対象事業は、

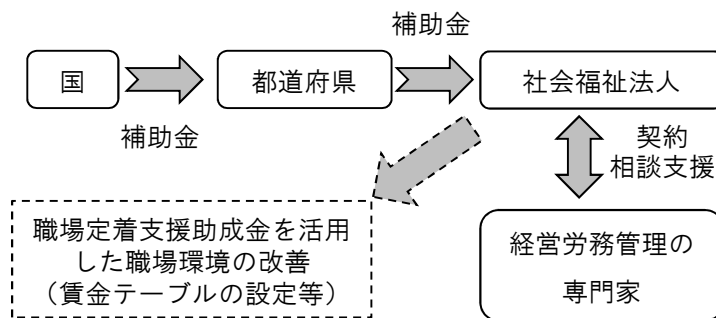
- ① 経営労務管理の専門家による法人の経営労務管理状況の確認
- ② 法人の経営労務管理の改善に向けた専門家による相談支援
- ③ 専門家による改善状況のフォローアップ

のすべてを行うことにより、経営状況や職務環境の改善を図ることとしています。

現時点では詳細な事業内容や要件などは未定ですが、社会福祉法改正に伴う施策の一つとして、決定後に公表される要綱等に注視する必要があります。

なお、社会福祉法人関連予算としてはこのほか、平成27年度補正予算として「財務諸表電子開示システム」の構築のための予算（6.9億円）が予定されています。運用開始は平成29年度の予定で、独立行政法人福祉医療機構が実施する予定です。（参考：厚労省HP）

《事業の流れ》



○経営労務管理に関する相談支援の内容

- ・介護職員の業務の総合的な見直し（業務の分類により介護職員の専門性に応じた業務分担を行う）
- ・労務管理に係る状況の確認（賃金テーブルの設定等の状況確認）
- ・ガバナンス体制（理事会・評議員会・堅持等）、各種規程・業務手順の整備等の状況の確認
- ・決算・財務報告に関する規程の整備等の状況の確認

○経営労務管理の専門家

- ・各分野の専門家（公認会計士・税理士・弁護士・中小企業診断士・社会保険労務士等）、介護や保育事業等の経営労務の有識者

病児保育施設普及後押し ～2016年度、助成制度開始へ～

◆厚労省は2016年度、病気や病後の乳幼児や児童を預かる「病児保育」を実施する施設の普及を後押しすることになりました。現在全国に約1,800カ所ある設置助成制度を新設するとともに、看護師配置の要件緩和も行われる予定で、2014年度に延べ57万人だった受入数を2019年度には150万人に増やす計画です。

厚労省は、都道府県や市町村とともに助成する制度を設け、病院などが施設を建設・改修する際の費用の3分の2を助成し、施設単独の整備でも支援する予定です。

また、現在運営費助成を受けるためには、看護師の常駐が原則として義務づけられていますが、この要件を見直すことによって施設側の人件費負担が軽減され、設置しやすくなることが期待されています。

併せて、施設職員が保護者の代わりに、病児等を保育所に引き取りに行く取り組みに対する助成も厚労省は始めることとしています。（参考：読売新聞ほか）

平成26年度「経営分析参考指標」 ～福祉医療機構が公表～

◆(独)福祉医療機構は、「平成26年度分経営分析参考指標」を公表しました。指標は、老健、特養、ケアハウス、障害福祉サービス、保育所、病医院の6種類で、今年度初めて社会福祉法人、医療法人の法人単位の指標が集計されました。

集計対象の社福は4,419法人で、24年度からの3年度分が掲載されています。集計値の一例は下記のとおりですが、今後の社会福祉法改正の動きの中で共通認識を持つための重要な指標となることが想像されます。

指標	集計値
流動比率	335.7%
固定長期適合率	85.3%
純資産比率	73.3%
総資産回転率	0.41回
人件費率	64.5%

ダイジェスト版は同機構HPに掲載されています。ご購入のお申込みは、同機構経営サポートセンターまでお願いいたします。（☎03-3438-9932）